

利 用 の 手 引

本書は、「令和4年度地方公営企業決算状況調査」による本県市町村及び一部事務組合の公営企業決算状況の主要な数値等についてまとめたものです。

なお、当該調査については、従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、現在はこれを廃止し、一般会計等において精算及び地方債の償還を行っている場合等においては、当該事業に係る公営企業会計が設けられているものと想定し、調査対象（以下、「想定企業会計」という。）としています。

また、本書に用いられている用語、指標等の定義は以下のとおりです。

1 公営企業会計とは、地方公共団体が営む事業で、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものをいい、法適用企業と法非適用企業に分類されます。

法適用企業とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用している事業で、經理事務を企業会計方式（複式簿記）で行っているものをいい、法非適用企業とは、地方財政法第6条に基づき特別会計を設けてその経理を行っている事業等で、地方公営企業法の規定を適用しておらず、經理事務を官庁会計方式（単式簿記）で行っているものをいいます。

2 各事業については以下のとおりです。

(1) **上水道事業・簡易水道事業**…水道法に基づいて人の飲用に適する水を供給する事業をいい、給水人口が5,001人以上の事業を上水道事業、5,000人以下101人以上の事業を簡易水道事業という。

(2) **工業用水道事業**…工業用水道事業法に基づいて工業用水道により工業用水（水力発電用及び人の飲用に供するものを除く）を供給する事業。

(3) **病院事業**…医療法にいう病院の施設の建設及び運営に係る事業をいい、大学附属病院や独立の感染症指定医療機関等の一般行政上の目的から経営しているものは含まない。

(4) **下水道事業**…生活環境の保全及び公共用水域の水質保全等の機能を有する基幹的な施設（管渠・処理場等）により雨水、汚水を処理及び排除する事業をいい、下水道法に基づく下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業等）と下水道法に基づかない農業集落排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業等がある。

ア. 公共下水道事業…市街地における下水を排除し、又は処理するために布設されたもので、終末処理場を有するかまたは流域下水道に接続する事業。

イ. 特定環境保全公共下水道事業…公共下水道のうち市街化区域以外の区域について行われる事業。

ウ. 流域下水道事業…都道府県が行う2以上の市町村の区域にわたって下水の排除を行う事業。

エ. 農業集落排水施設事業…農業集落における下水を処理する事業。

オ. 小規模集合排水処理施設事業…市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、地方単独事業により行う事業。

カ. 特定地域生活排水処理施設事業…環境省所管の浄化槽市町村整備事業として整備する事業。

(5) **市場事業**…開設者が卸売業者及び仲卸業者等から使用料を徴収し、生鮮食料品等の公正な取引を行う場を提供する事業。卸売市場法第4条の規定により農林水産大臣の認定を受けて開設される中央卸売市場と同法第13条の規定により都道府県知事の認定を受けて開設される地方卸売市場がある。

(6) **その他事業**…本県においては、小規模下水処理施設（コミュニティプラント）のみ。

(7) **観光施設事業**…鉄道事業法施行規則に基づく索道事業、温泉給湯・銅山観光事業等。

(8) **宅地造成事業**…地方債計画区分における内陸工業用地等造成、流通業務団地造成、都市

開発、住宅用地造成等の事業。

(9) 駐車場整備事業…駐車場法に定める路外駐車場等の整備事業。

(10) 電気事業…本県においては、太陽光発電事業のみ。売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、通年継続的、反復的な売電を実施している事業。

3 財務に関する用語は次のとおりです。

(1) 収益的収支

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生した全ての収益とそれに対応する全ての費用をいいます。損益計算書は、この収益的収支に基づいて作成されます。

(2) 資本的収支

企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還金等の支出とその財源となる収入をいいます。

(3) 実質収支

法非適用企業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を控除したものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字とよんでいます。

(4) 経常収支

総収益から特別利益を差し引いた経常利益と総費用から特別損失を差し引いた経常費用との差をいいます。

(5) 企業債

地方公営企業の建設・改良等に要する資金に充てるために起こす地方債をいいます。

(6) 一般会計繰入金

一般会計からの公営企業に対する繰入金で、水道事業における消火栓の設置費等のように一般会計が負担すべき経費に対する繰入金（基準内繰入金）とそれ以外のもの（基準外繰入金）に分けられます。

(7) 累積欠損金

法適用企業において、営業活動によって欠損（赤字）を生じた場合、この欠損は利益剰余金等で補てんすることになっています。補てんしきれない場合、損失となってしまい、その損失（赤字）が複数年度にわたって累積されてしまうことがあります。この累積額を累積欠損金といいます。

なお、累積欠損金は、経常費用に占める資本費（減価償却費及び支払利息）の比率の高い事業において増大する傾向にあります。

(8) 不良債務

法適用企業において、貸借対照表日（3月31日）現在において、流動負債の額が流動資産の額を超える場合にその超える額をいい、資金的に当面の支払能力を超える債務があることを示しています。

(9) 公的資金補償金免除繰上償還

特定被災地方公共団体及び特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等における復旧・復興を支援するため、平成25年度限りの措置として、年利4%以上の旧公営企業金融公庫資金に係る地方債（公営企業債については、水道事業、工業用水道事業、地下鉄事業及び下水道事業に限る。）の繰上償還を認めるもの。通常、繰上償還の際には、償還期限までの利子相当分を補償金として支払う必要があったが、特例措置として免除される。

(10) 繰上充用金

会計年度経過後にその年度の歳入が歳出に不足するとき、翌年度の歳入を繰り上げてその年度の歳入に充てた額をいう。

4 経営分析における各比率の算出方法及び計算の際用いた用語の区分は次のとおりです。

(1) 各比率の算出方法及び計算の際用いた用語の区分は次のとおりです。

(経営分析に関する用語)

固定資産

$$\text{ア 固定資産構成比率} (\%) = \frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$$

資産合計（固定資産+流動資産+繰延資産）中の固定資産の割合を示すもの。

固定負債

$$\text{イ 固定負債構成比率} (\%) = \frac{\text{固定負債}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$$

資産の調達源泉である負債・資本合計のうち、他人資本（固定負債）がどのくらいの割合を占めているかを示すもの。

固定資産

$$\text{ウ 固定資産対長期資本比率} (\%) = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$$

固定資産のうち、長期資本（自己資本金+剰余金+固定負債等）で調達されている部分がどれだけあるかを示すもの。100%以下が望ましい。

資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益

$$\text{エ 自己資本構成比率} (\%) = \frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$$

資産の調達源泉である負債・資本合計のうち、自己資本（資本金+剰余金等）がどのくらいの割合を占めているかを示すもの。

固定資産

$$\text{オ 固定比率} (\%) = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}} \times 100$$

固定資産のうち、自己資本（資本金+剰余金等）で調達されている部分がどれだけあるかを示すもの。この比率が高い場合には、それだけ他人資本（固定負債）によって調達されている部分が多いことを示す。

流 動 資 産

$$\text{カ} \text{ 流動比率 (\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

流動負債に対して、これに見合う流動資産をどれだけ有しているか、つまり、短期債務に対する支払い能力を示すもの。この比率が高いことが望ましく、100%を下回っていれば不良債務が発生していることになる。

現金預金 + (未収金 - 貸倒引当金)

$$\text{キ} \text{ 酸性試験比率 (\%)} = \frac{\text{現金預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$$

流動比率の補助比率であり、流動負債に対する支払い手段として、流動資産のうち現金・預金・換金性の高い未収金をどれだけ有しているかを示すもの。

総 収 益

$$\text{ク} \text{ 総収支比率 (\%)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$$

経 常 収 益

$$\text{ケ} \text{ 経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

営業収益 - 受託工事収益

$$\text{コ} \text{ 営業収支比率 (\%)} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$$

建設改良のための企業債償還金

$$\text{サ} \text{ 企業債償還元金対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{建設改良のための企業債償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$$

企 業 債 利 息

$$\text{シ} \text{ 企業債利息対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100$$

減 債 償 却 費

$$\text{ス} \text{ 減価償却対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{減価償却費}}{\text{料金収入}} \times 100$$

職員給与費（特別損失のうち職員給与費を含む）

$$\text{セ} \text{ 職員給与費対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{職員給与費 (特別損失のうち職員給与費を含む)}}{\text{料金収入}} \times 100$$

$\text{累積欠損金} \\ \text{ソ 累積欠損金比率 (\%)} = \frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
$\text{営業収益} - \text{受託工事収益} \\ \text{タ 職員一人当たり営業収益} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
$\text{期末有形固定資産} \\ \text{チ 職員一人当たり有形固定資産} = \frac{\text{期末有形固定資産}}{\text{損益勘定所属職員数} + \text{資本勘定所属職員数}}$

(水道事業)

$\text{年間総配水量} \\ \text{ア 一日平均配水量 (m}^3\text{)} = \frac{\text{年間総配水量}}{365} \text{ (うるう年は366)}$
$\text{年間総有収水量} \\ \text{イ 有収率 (\%)} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$
$\text{年間総配水量} \\ \text{ウ 負荷率 (\%)} = \frac{\text{年間総配水量}}{\frac{365}{\text{一日最大配水量}}} \times 100$
$\text{年間総配水量} \\ \text{エ 施設利用率 (\%)} = \frac{\text{年間総配水量}}{\frac{365}{\text{一日配水能力}}} \times 100$
$\text{一日最大配水量} \\ \text{オ 最大稼働率 (\%)} = \frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$
$\text{年間総配水量} \\ \text{カ 配水管使用効率 (m}^3\text{/m)} = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$

$\text{キ 職員一人当たり給水人口 (人)} = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
$\text{ク 職員一人当たり有収水量 (m}^3\text{)} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$

(工業用水道事業)

$\text{ア 施設利用率 (\%)} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$
$\text{イ 契約率 (\%)} = \frac{\text{契約水量}}{\text{配水能力}} \times 100$

(病院事業)

$\text{ア 病床利用率 (\%)} = \frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100$
$\text{イ 一日平均患者数 (人)} \quad \text{入院} = \frac{\text{年延入院患者数}}{365} \quad (\text{うるう年は} 366) \quad \text{外来} = \frac{\text{年延外来患者数}}{\text{診療日数}}$
$\text{ウ 外来入院患者比率 (\%)} = \frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100$
$\text{エ 職員一人一日当たり患者数 (人)} = \frac{\text{年延入院・外来患者数}}{\text{年延職員数}}$
$\text{オ 患者一人一日当たり診療収入 (円)} = \frac{\text{入院・外来収入}}{\text{年延入院・外来患者数}}$

薬 品 費

カ 患者一人一日当たり薬品費（円） = $\frac{\text{年延入院・外来患者数}}{\text{薬品収入（投薬分）}}$

キ 投薬薬品使用効率（%） = $\frac{\text{投薬収入（投薬分）}}{\text{投薬用薬品払出原価}} \times 100$

ク 注射薬品使用効率（%） = $\frac{\text{薬品収入（注射分）}}{\text{注射用薬品払出原価}} \times 100$

ケ 診療収入に対する割合（%） 投薬収入 = $\frac{\text{投薬収入}}{\text{入院・外来収益}} \times 100$

注射収入 = $\frac{\text{注射収入}}{\text{入院・外来収益}} \times 100$

検査収入 = $\frac{\text{検査収入}}{\text{入院・外来収益}} \times 100$

放射線収入 = $\frac{\text{放射線収入}}{\text{入院・外来収益}} \times 100$

コ 医業収益に対する医療材料費、職員給与費の割合（%）

医療材料費 = $\frac{\text{医療材料費}}{\text{医業収益}} \times 100$

職員給与費 = $\frac{\text{職員給与費}}{\text{医業収益}} \times 100$

サ 検査の状況 患者 100 人当たり検査件数 (件) =	$\frac{\text{年間検査件数}}{\text{年延入院・外来患者数}} \times 100$
患者 100 人当たり放射線件数 (件) =	$\frac{\text{年間放射線件数}}{\text{年延入院・外来患者数}} \times 100$
検査技師一人当たり検査件数 (件) =	$\frac{\text{年間検査件数}}{\text{年度末検査技師数}}$
検査技師一人当たり検査収入 (円) =	$\frac{\text{検査収入}}{\text{年度末検査技師数}}$
シ 室料差額 入院収益に対する室料差額収入の割合 =	$\frac{\text{室料差額収入}}{\text{入院収益}} \times 100$

(下水道事業)

ア 総人口 (面積) 普及率 (%) =	$\frac{\text{現在処理区域内人口 (面積)}}{\text{行政区域内人口 (面積)}} \times 100$
イ 市街地人口 (面積) 普及率 (%) =	$\frac{\text{現在処理区域内人口 (面積)}}{\text{市街地人口 (面積)}} \times 100$
ウ 全体計画人口 (面積) 普及率 (%) =	$\frac{\text{現在処理区域内人口 (面積)}}{\text{全体計画人口 (面積)}} \times 100$
エ 水洗化率 (%) =	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
オ 有収率 (%) =	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$

(2) 供給単価と給水原価の算出方法は次のとおりです。

ア 供給単価

a 水道 :	給水収益 年間総有収水量	給水収益 年間総実質有収水量（計量分）
c 簡易水道 :	給水収益 年間総有収水量	d 下水道 : 料金収入 (使用料単価) 有収水量

イ 給水原価

a 水道 :	経常費用 - (受託工事費 + 附帯事業費 + 材料及び不用品売却原価) - 長期前受金戻入 年間総有収水量
b 工業用水道 :	経常費用 - (受託工事費 + 附帯事業費 + 材料及び不用品売却原価) - 長期前受金戻入 年間総実質有収水量（計量分）
c 簡易水道 :	総費用 - 受託工事費 + 地方債償還金※ 年間総有収水量
※給水原価の算定に際しては、平成19年度から作成要領が変更になり、地方債償還金の値は繰上償還した額を控除した値になっている。	
d 下水道 :	汚水処理費 (汚水処理原価) 有収水量

(3) 法非適用企業の収益的収支比率と赤字比率の算出方法は次のとおりです。

ア 収益的収支比率 (%) =	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$
イ 赤字比率 (%) =	$\frac{\text{実質赤字}}{\text{営業収益} (\text{受託工事収益を除く})} \times 100$

5 その他

- (1) 「水道」とは、法適用上水道事業と法非適用簡易水道事業を合計したものです。
- (2) 「公共下水道」とは、公共下水道及び特定環境保全公共下水道を合計したものです。
- (3) 各表及び各図については、表示単位未満の端数の関係で各項目の計、合計、対前年度増減率の数値が一致しない場合があります。
- (4) 「-」表示の部分は、データが入手できない部分及び該当がないものです。
- (5) 病院事業会計には、想定企業会計（一般会計等において、精算及び地方債の償還を行っている場合等）として、平成30年4月1日より民営化した佐野市民病院に係る特別会計を含んでいます。なお、地方独立行政法人分として報告のあった（地独）新小山市民病院の決算額は含みません。
- (6) 下水道事業会計には、想定企業会計として、令和2年3月31日に事業廃止した足利市農業集落排水事業分を含んでいます。

令和6年3月
栃木県総合政策部市町村課